

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務」の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

本業務を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務

(2) 業務内容

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年2月17日まで

(4) 契約上限金額

9,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格等

(1) 参加資格要件（必須条件）

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和3年度及び令和4年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量・建設コンサルタント等又は物品・製造・庁舎維持管理業務委託等のいずれかに登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ③ 武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- ④ 佐賀県及び県内市町の委託業務に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- ⑥ 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、一級建築士の資格を有した者が参加表明の提出者の組織に所属しており、本業務に確実に配置できること。
- ⑦ 平成24年4月1日以降に文化施設の基本計画策定業務を受注し、完了した元請の実績を2件以上有する者。（設置主体の公・民は問わない。）

※文化施設とは…文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、また地域住民の身近な文化芸術活動の場として、国、地方公共団体、民間が設置している施設。

(2) 協力者（協力事務所）

本業務に関する専門分野について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となったものは、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。

また、この協力者（協力事業所）となったものは、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格をもたず、重複して協力者（協力事業所）となることはできない。

4. 参加表明の手続き

(1) 本公募型プロポーザルへ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものは、本公募型プロポーザルに参加することができない。

5. 提案の手続き等

事業者選定までのスケジュール

内 容	期 間 等
公募の開始	令和4年 5月16日（月）
説明会の実施	令和4年 5月24日（火）午後2時～
質問書の受付	令和4年 5月30日（月）午後5時（必着）まで
質問書への回答期限	令和4年 6月10日（金）
参加表明書の受付	令和4年 6月 3日（金）午後5時（必着）まで
参加資格確認結果通知	令和4年 6月上旬
提案書等の受付	令和4年 6月20日（月）午後5時（必着）まで
第一次審査（書類審査）	令和4年 6月下旬
第一次審査結果通知	令和4年 6月下旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和4年 6月下旬～7月上旬
選定結果の通知	令和4年 7月上旬～7月中旬

① 説明会の実施

- 開催日時 : 令和4年5月24日（火）午後2時から
- 開催場所 : 武雄市文化会館 ミーティングホール（武雄市武雄町大字武雄5538-1）
※オンラインでの参加の場合は申込期限までに申し出ること。
- 申込期限 : 令和4年5月20日（金）午後5時（必着）まで
- 申込方法 : 説明会参加申込書【様式2-1】をEメールで提出すること。
- その他 : 説明会への出席が当該プロポーザルの参加要件ではない。

② 質問書の受付、回答

□ 質問受付期間 : 令和4年5月16日(月)～5月30日(月)

□ 提出書類 : 質問書【様式2-2】

□ 提出方法 : Eメールで提出すること。

* 提出する場合は、事務局(問い合わせ先)に対し電話で確認を行うことができる。

□ 回答最終日 : 令和4年6月10日(金)

□ 回答方法 : すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

③ 参加表明書の受付

□ 提出期限 : 令和4年6月3日(金)午後5時(必着)まで

□ 提出場所 : 武雄市 子ども教育部 文化課 新文化会館整備準備室

□ 提出書類 : 参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】

□ 提出方法 : 持参の場合…事前の電話連絡の上、上記提出場所まで持参すること。

郵送の場合…書留等の配達記録が残る方法により郵送し、提出者に受領したことを必ず電話で確認すること。

□ 提出部数 : 1部

※参加表明者には、新文化施設エリアの整備手法を検討する際に用いた

「文化会館整備計画基礎調査業務報告書」(令和3年度)を参考資料としてお送りします。

④ 参加資格確認結果の通知

令和4年6月上旬に参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 提案書等の受付

□ 提出期限 : 令和4年6月20日(月)午後5時(必着)まで

□ 提出書類 : 以下の書類を提出すること

(ア) 提案書【様式3-1～6】

・ 提案書表紙 【様式3-1】※A4サイズ1枚

・ 事業実施体制 【様式3-2】※A4サイズ1枚

・ 予定担当者の経歴等 【様式3-3】※A4サイズ必要枚数

・ 同種業務実績表 【様式3-4】※A4サイズ必要枚数

・ 具体的な事業展開 【様式3-5】※A3サイズ必要枚数

・ 市民意見の聴取方法 【様式3-6】※A3サイズ必要枚数

(イ) 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、全事業者の事業所概要を添付すること。

(ウ) 見積書及び積算書

見積書には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

積算書は業務別内訳、人件費、諸経費等の積算内訳を詳細に提示すること。

- 提出場所 : 武雄市 こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室
- 提出方法 : 持参の場合…事前の電話連絡の上、上記提出場所まで持参すること。
郵送の場合…書留等の配達記録が残る方法により郵送し、提出者に
受領したことを必ず電話で確認すること。
- 提出部数 : 正本1部、副本9部

⑤ 審査方法

審査は、適正な参加表明のあった者（以下「参加者」という。）の中から、選定委員会において、原則として、参加者からそれぞれの提案内容の説明（プレゼンテーション）を受け、提案内容等を下記の事項について総合的に審査し、委託候補者を選定する。

なお、参加者が6者以上あった場合は、書類による一次審査を行い、上位5者によって二次審査を行う。

（1）審査項目

- ・ 同種業務実績
- ・ 業務遂行体制
- ・ 見積書の妥当性
- ・ 業務実施手法
- ・ 企画提案内容 等

（2）一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を行う。

審査結果については、令和4年6月下旬に、当該審査を行った全参加者に対し、文書にて通知する。また、文書の通知と併せて電子メールを送信する。

（3）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査（書類審査）を通過した者に対して、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査における使用機器は参加者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

なお、二次審査は令和4年6月下旬から7月上旬の予定とし、会場、方法、時刻等については、別途通知する。

⑥ 優先交渉権者等の決定

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務委託候補者選定委員会の審査において、最低基準点に達したもののの中から優先交渉権者及び次点交渉権者を1者ずつ選定する。

⑦ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑧ 契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

6. 選定委員会

- (1) 選定を行う委員会は「武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務委託候補者選定委員会」とする。
- (2) 選定委員会構成メンバーは、学識経験者、文化関係者、武雄市職員で構成する。
- (3) 選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者については、武雄市ホームページで公表する。

7. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- ・「3.参加資格等」を満たさなくなった場合

8. その他留意事項

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号）に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提案書等の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本公募型プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 契約にあたっては、優先交渉権者と仕様等について協議、調整を行った上で締結する。

9. 問い合わせ先

武雄市 こども教育部 文化課 新文化会館準備室

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9181 FAX 番号 0954-23-7585

E-mail bunka@city.takeo.lg.jp